

【第2期】 福岡県感染拡大防止協力金 のご案内

令和3年**2月8日**～ 令和3年**2月28日**実施分

申請受付期間

令和3年 **3月1日**(月)～
4月7日(水)

専用ポータルサイト

福岡県感染拡大防止協力金



募集要項

1 趣旨

国の緊急事態宣言の延長に伴い、県では、福岡県内における飲食店等に対する、営業時間短縮等の要請期間を延長し、令和3年2月8日から3月7日までの期間改めて要請を行いました。2月28日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、要請内容を変更し3月1日から3月7日までの期間改めて要請を行いました。2月8日から2月28日までの期間、要請に協力いただいた事業者の皆さまに対し、「【第2期】福岡県感染拡大防止協力金」を給付します。

2 申請受付期間

令和3年3月1日(月)から令和3年4月7日(水)まで

※郵送による申請の場合は、令和3年4月7日(水)消印有効

3 福岡県からの要請

区 域	福岡県内全域
要請対象施設	○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象です。 ※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は要請の対象です。 ○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であっても要請の対象外です。 ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、結婚式場、葬儀場
要請期間	令和3年2月8日(月)0時から2月28日(日)24時まで
要 請	①営業時間を5時から20時までの間とすること ※もともとの営業時間が5時から20時までの間である施設(店舗)は対象外 ②酒類提供時間を11時から19時までとすること

4 給付要件

以下の全ての要件を満たす場合に給付します。

- ①福岡県内において、令和3年2月8日より前に、夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている要請対象施設を運営する事業者であること

※2月9日または2月10日から要請に応じている場合は、各日より前に、夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている要請対象施設を運営する事業者であること

- ②令和3年2月8日から2月28日までの全ての期間に、「3 福岡県からの要請」に掲げる要請①及び②(以下「要請」という)に応じていること(②は酒類を提供している施設のみ対象)

但し、やむを得ない理由により2月8日から要請に応じられなかった場合は、2月10日までに要請に応じ、2月28日までの全ての期間に要請に応じていること

※休業している場合も要請に応じているとみなす

- ③要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること
- ④福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。また、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

5 給付額

要請に応じた期間により、以下のとおり給付します。

令和3年 <u>2月8日から2月28日までの全ての期間</u> 、 要請に応じた場合	1店舗あたり126万円
令和3年 <u>2月9日から2月28日までの全ての期間</u> 、 要請に応じた場合	1店舗あたり120万円
令和3年 <u>2月10日から2月28日までの全ての期間</u> 、 要請に応じた場合	1店舗あたり114万円

※ 協力金の給付は1店舗につき1回限りです。

6 申請方法

電子申請または郵送申請により受け付けます。

複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請を行っていただきます。

(1) 電子申請(3月10日開始予定)

福岡県感染拡大防止協力金の申請サイトから申請することができます。

事前に申請に必要な書類をご確認いただき、ご用意をお願いいたします。

福岡県感染拡大防止協力金



(2) 郵送申請

※郵送の場合は、書面での確認・審査となりますので、協力金の支給決定まで時間を要することがあります。あらかじめご了承ください。

① 申請書の入手

次のいずれかの方法で申請書を入手してください。

● ホームページから入手

福岡県感染拡大防止協力金のホームページに申請書を掲載していますので、プリントしてご使用ください。

● 県内各所で配布(3月8日配布開始予定)

次の場所で申請書を配布しています。

【申請書の配布場所】

商工会議所、商工会、市町村役場、県・中小企業振興事務所
県・保健福祉環境事務所

● 郵送により取り寄せ(3月8日郵送開始予定)

下記の【問い合わせ先】まで依頼いただければ、申請書を郵送いたします。

【問い合わせ先】

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター
(電話番号) 0120-567-918
(受付時間) 9:00~17:00(平日、土、日、祝日)

② 申請書を下記の【申請書の送付先】に郵送してください。

令和3年4月7日(水)消印有効

※封筒に【第2期】とわかるよう明記下さい。

※レターパックや簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。

※書類の記入にあたっては、消せるボールペン・鉛筆・修正ペン等を使用しないでください。

※郵送時は封筒などに差出人の住所及び申請者名を明記してください。

【申請書の送付先】

〒810-8799
福岡中央郵便局留
福岡県感染拡大防止協力金事務局 宛
【第2期】

7 申請に必要な書類

※「【第1期】の給付決定通知書を受けた方」、または「【第1期】の電子申請の受付IDを受け取られた方」が【第2期】に申請をする際、★の書類で可

★ ① 申請書

- ※郵送申請の場合は、申請書(様式第1号)に記入して下さい。

★ ② 誓約書

- ※郵送申請の場合は、誓約書(様式第2号)に記入してください。
代表者 職・氏名の欄は必ず自署の上提出してください。
※法人の代表者又は個人事業主の方が自署してください。

(様式用紙2号)

誓約書

私は、 （以下「署名者」という。）署名者及び署名者の代表者として、下記の内容について誓約します。

1. 前項署名者であること。
2. 署名に必要と認められる身分及び資格を有していること。
3. 署名後、署名者のサイン（印）と署名は消滅するものではないこと。
4. 署名後、署名に必要と認められる身分、資格又は署名者の代表者として署名することとなること、及び署名者の代表者として署名すること。
5. 署名後、署名者の代表として、署名者の代表者として署名することとなること、及び署名者の代表者として署名することとなること。
6. 署名後、署名者の代表として署名することとなること、及び署名者の代表者として署名することとなること。
7. 署名後、署名に必要と認められる身分、資格又は署名者の代表者として署名することとなること、及び署名者の代表者として署名することとなること。
8. 署名後、署名に必要と認められる身分、資格又は署名者の代表者として署名することとなること、及び署名者の代表者として署名することとなること。
9. 署名後、署名に必要と認められる身分、資格又は署名者の代表者として署名することとなること、及び署名者の代表者として署名することとなること。
10. 署名後、署名に必要と認められる身分、資格又は署名者の代表者として署名することとなること、及び署名者の代表者として署名することとなること。
11. 署名後、署名に必要と認められる身分、資格又は署名者の代表者として署名することとなること、及び署名者の代表者として署名することとなること。
12. 署名後、署名に必要と認められる身分、資格又は署名者の代表者として署名することとなること、及び署名者の代表者として署名することとなること。

令和 年 月 日

（白紙）署名者 氏名：氏

※本人の代表者として署名する場合は署名者の代表者として署名すること。

③ 本人確認書類の写し

- ※氏名、生年月日、住所が分かる箇所を提出してください。
※本籍地や個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は黒塗りしてください。

現住所等が裏面記載の場合は裏面も含む

＜本人確認書類の例＞

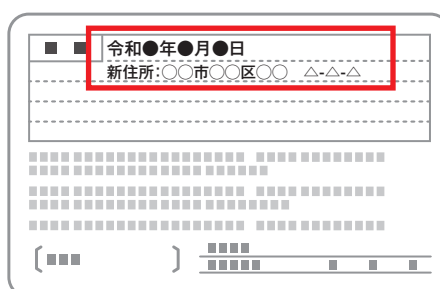
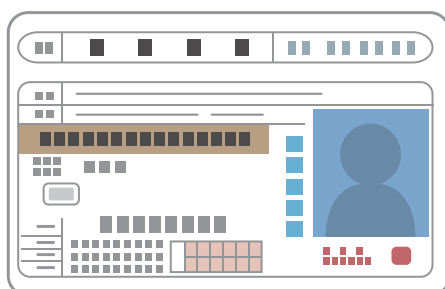
- ・運転免許証
- ・個人番号カード
※個人番号カードの写真
- ・健康保険証
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・外国人登録証明書※1

※個人番号カードの写しは必ず「おもて面のみ」を提出してください。

※1 在留資格が特別永住者のものに限りします。

■本人確認書類例 (運転免許証)

■下記のように現住所等が裏面記載の場合は
裏面も必要

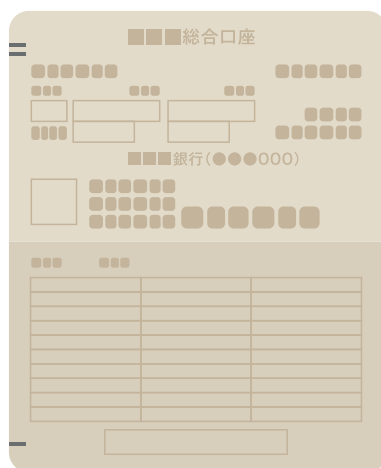


④通帳の写し

・振込希望口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できる通帳のページの写しを提出してください。

※振込口座の名義について

- ・個人事業者の場合は代表者個人の名義としてください。
- ・法人の場合は、法人名義としてください。



通帳を開いた1、2ページ目に情報が記載されていることが多いです。
項目が別ページにある場合には複数ページの写しが必要です。

⑤確定申告書の写し

●法人の場合

「法人税確定申告書別表一(一)」(税務署の收受印又は税理士の証明印が有るもの)の写しを提出してください。(お手元にある最新の事業年度分)

●個人事業者の場合

「確定申告書B第一表」(税務署の收受印又は税理士の証明印が有るもの)の写しを提出してください。(令和元年分、令和2年分どちらでもよい)

※**個人番号(マイナンバー)**が記載されている箇所を黒塗りしてください。

※電子申告(e-TAX)の場合は、「受信通知(メール詳細)」と上記確定申告書の写しを提出してください。

なお、確定申告書の上部に「受付日時」、「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知(メール詳細)」の添付は不要です。

＜確定申告書の写しが提出できない場合＞

直近3カ月の売上帳の写しを提出してください。

＜新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合＞

次のいずれかの書類を提出してください。

- ・「法人設立届出書」の写し
- ・「開業届」の写し
- ・直近3カ月の売上帳の写し

個人番号を黒塗りして書類を提出してください

法人税確定申告書別表一(一)

確定申告書B第一表

⑥店舗の写真

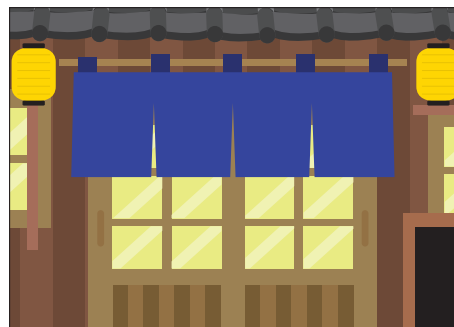
店舗名や飲食スペース等が分かるような、店舗の写真を提出してください。

※店舗の種類により、写真の撮り方が異なります。

●店舗の中に飲食スペースが有る場合



○ 店舗名が分かる



✕ 店舗名が分からない

●店舗の外に飲食スペースが有る場合



フードコートなど

★ ⑦ 飲食店営業許可等、営業に必要な許認可を取得していることが分かる書類の写し

飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写しを提出してください。

そのほか、風営法上の営業許可証など、営業に必要な許認可を取得している場合は、その写しを提出してください。

※やむを得ない理由により営業許可証の名義が申請者と一致していない場合
理由書(様式第4号)に記入し、提出してください。

※やむを得ない理由により営業許可証の取得が、要請への対応を開始した日
(2月8日、2月9日、2月10日のいずれかの日)より後になった場合
理由書(様式第4号)に記入し、提出してください。

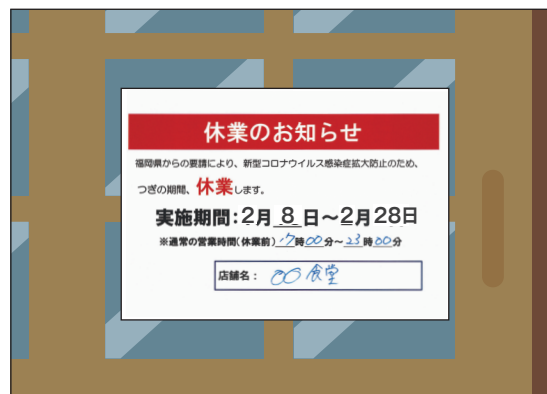
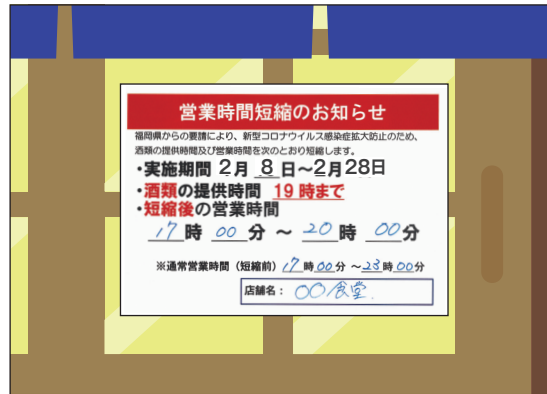
27筑保第0000000号	
住 所	
氏 名	
平成 27 年 4 月 8 日 付けで申請のあった下記の営業については、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 52 条の規定に基づき、条件を付けて許可します。	
平成 27 年 4 月 16 日	
福岡県筑紫保健福祉環境事務所長	
1 営業の種類	飲食店営業(居酒屋)
2 営業所所在地	
3 営業許可有効期間	平成 27 年 4 月 16 日から 令和 3 年 9 月 30 日まで
4 許可条件	
5 特記事項	
注意	1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に福岡県知事に対して審査請求を行うことができます(この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。この処分の取消しの訴えを提起することもできます(この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます(その審査請求に対する最終の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。 2 許可期限後も引き続き営業をしようとする場合は、有効期限満了日の 30 日前までに更新許可申請の手続きをしてください。

★ ⑧ 営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真

営業時間短縮（休業を含む）を行っていたことが分かる書類の写し又は写真を提出してください。

（例）変更前後の営業時間を確認できるホームページや店内ポスター、チラシなど

※従前の営業時間がわかる書類も必要です。（張り紙に記載していれば不要）



★ ⑨ 酒類の提供時間が分かる書類の写し又は写真 ※該当する店舗のみ

酒類の提供時間を11時から19時までとしていたことが分かる書類の写し又は写真を提出してください。

（例）酒類の提供時間が19時までであることを知らせる店内ポスター、メニュー、チラシなど



⑩ 役員名簿

「役員名簿(様式第3号)」に記入し、提出してください。

※申請後、必要に応じ、追加で書類の提出を依頼することがあります。

追加提出の書類が依頼した期日までに提出されない場合は、協力金は給付されません。

★ ⑪【第1期】の協力金の給付決定通知の写し

※【第1期】の給付決定を受けている方のみ

8 誓約事項

下記の全てについて誓約した方でなければ、協力金を給付しません。

1. 給付要件を全て満たしています。
2. 過去に【第2期】福岡県感染拡大防止協力金の給付を受けていません。
3. 業種別ガイドラインに従った感染防止対策を実施しています。
4. 申請内容に虚偽はありません。虚偽が判明した場合は、協力金の返還に応じるとともに、協力金と同額の違約金の支払いに応じます。
5. 個人情報の取扱いに関して、協力金の給付手続に必要な範囲内で業務委託事業者と共有することに同意します。
6. 申請内容を他の行政機関(国・市町村等)の求めに応じて提供することに同意します。
7. 申請内容に虚偽が判明した場合、申請者の名称、代表者名、協力金の内容等について公表することに同意します。
8. 福岡県及び事務局が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じます。
9. 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
10. 福岡県及び事務局から追加で書類の提出依頼があった場合は応じます。追加提出資料を指定した期日までに提出しなかった場合は、不支給として取り扱われることに同意します。
11. 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しません。
12. 申請内容に含まれる個人情報を、暴力団員又は暴力団員が事業主又は役員となっている事業者ではないことを照会するため、福岡県警察に提供することに同意します。

9 協力金の給付及び結果通知

申請書類を受領後、その内容を審査し、適正と認められる場合は協力金を給付します。郵送による申請の場合や提出書類に不足等がある場合は、協力金の給付決定まで時間を要することがありますのであらかじめご了承ください。

なお、協力金は申請いただいた金融機関口座に振り込み、審査の結果については、後日給付決定通知書を発送します。

10 注意点

- (1)申請内容は、協力金の審査・給付に関する事務に限り使用し、他の目的には使用しません。(ただし、誓約事項に基づき使用・提供する場合を除きます)
- (2)提出いただいた申請書類一式は返却しません。

11 問い合わせ

ご不明な点は下記の問い合わせ先で対応させていただきます。

感染拡大防止の観点から対面での受付・説明は行いませんので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

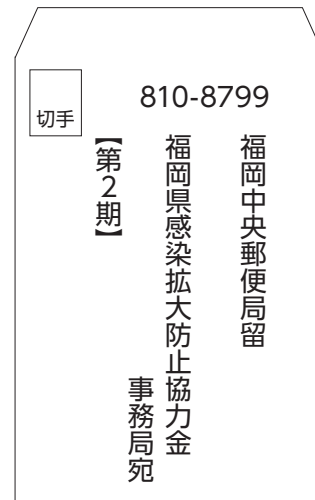
(電話番号) 0120-567-918

(受付時間) 9:00~17:00(平日、土、日、祝日)

郵送申請時の注意点

- ・申請書は下記に郵送してください。

〒810-8799
福岡中央郵便局留
福岡県感染拡大防止協力金事務局宛
【第2期】



- ・令和3年4月7日（水）消印有効
- ・レターパックや簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
- ・郵送にかかる費用は申請者の負担となります。
- ・書類の記入にあたっては、消せるボールペン、鉛筆、修正ペン等は使用しないでください。差替が必要になります。
- ・郵送時は封筒などに差出人の住所及び申請者名を明記してください。
- ・複数店舗分をまとめて送付する場合は、各店舗毎に書類を整理して送付してください。
- ・写しを提出する書類については、原本は送らずコピーを送付してください。
- ・書類の返却は致しません。

封筒記載イメージ

電子申請時の注意点

- ・書類が10点を越える場合には電子申請できません。
郵送での申請をお願い致します。
- ・複数の書類を1枚の写真で申請はできません。
必ず1枚の書類につき1枚の写真で撮影してください。
- ・撮影時は書類ができるだけ大きく写るよう撮影してください。



- ・申請フォームへの入力が完了した場合には登録したメールアドレス宛に受付完了のメールが届きます。
迷惑メール設定をされている方はドメイン解除 (@pref.fukuoka.lg.jp) をお願いします。
- ・4月7日（水）23時59分までに送信を完了してください。

記入例

(様式第1号)

令和 3 年 3 月 1 日

福岡県知事殿

【第2期】福岡県感染拡大防止協力金申請書

標記の協力金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

申請時の注意点	
・【第1期】の申請をされた方は記入項目や提出書類を省略の上【第2期】の申請が可能です。 ※【第1期】で申請した店舗と【第2期】で申請する店舗が同じであること ・【第1期】の申請をされた方で給付決定通知書（以下、決定通知とする。）が届いていないタイミングで【第2期】を省略申請をされた場合、【第1期】の審査後に【第2期】の審査が行われます。 ・【第2期】の省略申請をされた方が【第1期】で不支給となった場合には【第2期】を省略せずに再申請が必要となりますので、事務局から連絡します。	

1.申請パターン

申請パターン		入力項目					
いずれかに○	A ☐	・【第2期】で初めて申請をされる方（【第1期】の申請を行われていない方） ・【第1期】で郵送申請をしているが、まだ決定通知を受け取られていない方 ・【第1期】の申請で不支給決定通知書を受け取られている方 ・【第1期】と【第2期】を今回同時に申請される方	全項目を記入ください。 裏面の「5.添付書類」ではAの列をご確認ください。				
	B ☒	・【第1期】で申請をされて、すでに決定通知を受け取られている方 決定通知に記載の審査完了ID(6桁の数字)を下記に記入ください。					
		審査完了ID 3 9 8 7 6 5					
		・【第1期】で電子申請をしているが、まだ決定通知を受け取られていない方 受付完了メールに記載の受付ID(6桁の数字)を下記に記入ください。					
	受付ID						

申請パターンA又はBを選択ください。申請パターンによって記入項目や添付書類が異なりますのでご注意ください。

2.申請者(事業主)

個人事業者の場合		(フリガナ) 事業主氏名		性別 (いずれかに○)	生年月日
姓	()	名	()	男・女	明・大・昭・平
					年 月 日
法人の場合		企業名		代表者氏名	
		株式会社〇〇産業		福岡 太郎	
		法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	

個人事業者の場合／法人の場合、どちらか一方に入力してください。

郵便番号		電話番号	
〒	810 - 0000		092 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住所 福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号			
(フリガナ) 担当者氏名		担当者連絡先	
(フクオカ ジロウ) 福岡 二郎		092 - XXXX - XXXX	

個人事業者の方は現在お住まいの住所、法人の方は本社所在地を記入ください。

3.要請に応じた店舗情報

(フリガナ) 店舗名称		()	
所在地			
営業許可の文書番号	2筑保〇〇〇〇〇〇〇〇号	営業の種類	飲食店営業(居酒屋)
取組内容	営業時間の短縮	☒	もともと夜20時から翌朝5時までの間に営業していましたが、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮(終日休業を含む)をしました。
	酒類提供時間の短縮	いずれかに ☒	酒類を提供しており、提供時間を11時から19時まで(終日休業を含む)としました。
		☒	酒類を提供していません。
取組期間	いずれかに ☒	上記の取組内容について、令和3年2月8日から2月28日までの全ての期間、実施しました。(1店舗あたり126万円)	
	☐	上記の取組内容について、令和3年2月9日から2月28日までの全ての期間、実施しました。(1店舗あたり120万円)	
	☒	上記の取組内容について、令和3年2月10日から2月28日までの全ての期間、実施しました。(1店舗あたり114万円)	
2月8日から要請に応じられなかった理由		2月9日まで既に予約が入っていたため	

営業許可証に記載の店舗情報を正確に記入ください。
※申請パターンBの方は店舗名称・所在地の記入不要です。

8日から要請に応じられなかった方(取組開始が9日／10日の方)は理由を記入ください。

記入例

4. 振込先

→銀行の場合	□座名義 (カナ)											
	金融機関名		支店名		□座番号							
					普通・当座							
→ゆうちょ銀行の場合	□座名義 (カナ)											
	通帳の記号					通帳の番号 (右詰め)						
	1					0	—					

振込先は銀行かゆうちょ銀行どちらか一方を記入ください。
※申請パターンBの方は記入不要です。

5. 添付書類 ※申請前の確認にお使い下さい

★	書類 (写し)	申請者確認				備考
		個人事業者		法人		
		A	B	A	B	
①【第1期】給付決定通知の写し ※お持ちの方のみ		☐	☐	☒	☒	【第1期】福岡県感染拡大防止協力金 (1月16日～2月7日実施分) 決定通知の写し ※不支給決定通知書の写しは利用できません。
②申請書 (様式第1号)		☐	☐	☐	☒	
③誓約書 (様式第2号)		☐	☐	☐	☒	代表者職・氏名欄は法人の代表者又は個人事業主の方が自署してください。
④本人確認書類の写し (事業主)		☐	再提出 省略			※氏名、生年月日、住所が分かる箇所を提出してください。 ※本籍地や個人番号 (マイナンバー) が記載されている場合は黒塗りしてください。 <本人確認書類の例> ・運転免許証 ・個人番号カード ※個人番号カードの写しは必ず「おもて面のみ」を提出してください。 ・健康保険証 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ※1 ※1 在留資格が特別永住者のものに限ります。
⑤通帳の写し		☐	再提出 省略	☐	再提出 省略	振込希望口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できる通帳のページの写しを提出してください。 ※振込口座の名義について ・個人事業者の場合は代表者個人の名義としてください。 ・法人の場合は、法人名義としてください。
⑥確定申告書の写し		☐	再提出 省略	☐	再提出 省略	●法人の場合 「法人税確定申告書別表一 (一)」 (税務署の収受印又は税理士の証明印が有るもの) の写しを提出してください。 (お手元にある最新の事業年度分) ●個人事業者の場合 「確定申告書B第一表」 (税務署の収受印又は税理士の証明印が有るもの) の写しを提出してください。 (令和元年年分、令和2年分どちらでもよい) ※個人番号 (マイナンバー) が記載されている箇所を黒塗りしてください。 ※電子申告 (e-TAX) の場合は、「受信通知 (メール詳細)」と上記確定申告書の写しを提出してください。 なお、確定申告書の上部に「受付日時」、「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知 (メール詳細)」の添付は不要です。 <確定申告書の写しが提出できない場合> 直近3か月の売上帳の写しを提出してください。 <新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合> 次のいずれかの書類を提出してください。 ・「法人設立届出書」の写し ・「開業届」の写し ・直近3か月の売上帳の写し
⑦店舗の写真		☐	再提出 省略	☐	再提出 省略	店舗名や飲食スペース等が分かるような、店舗の写真を提出してください。 ※店舗の種類により、写真の撮り方が異なります。撮影の際は、必ずP7の撮影方法をご確認ください。
⑧飲食店営業許可等、 営業に必要な許認可を 取得していることが分かる 書類の写し		☐	☐	☐	☒	飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写しを提出してください。 そのほか、風営法上の営業許可証など、営業に必要な許認可を取得している場合は、その写しを提出してください。 ※やむを得ない理由により営業許可証の名義が申請者と一致していない場合 「理由書 (様式第4号)」に記入し、提出してください。 ※やむを得ない理由により営業許可証の許可日が、要請への対応を開始した日 (2月8日、2月9日、2月10日のいずれかの日) より後になった場合 「理由書 (様式第4号)」に記入し、提出してください。
⑨営業時間短縮の状況が分かる 書類の写し又は写真		☐	☐	☐	☒	営業時間短縮 (休業を含む) を行っていたことが分かる書類の写し又は写真を提出してください。 (例) 変更前後の営業時間を確認できるホームページや店内ポスター、チラシなど ※従前の営業時間がわかる書類も必要です。(張り紙に記載していれば不要)
⑩酒類の提供時間が分かる 書類の写し又は写真 ※該当する店舗のみ		☐	☐	☐	☒	酒類の提供時間を11時から19時までとしていたことが分かる書類の写し又は写真を提出してください。 (例) 酒類の提供時間が19時までであることを知らせる店内ポスター、メニュー、チラシなど
⑪役員名簿 (様式第3号)				☐	再提出 省略	「役員名簿 (様式第3号)」に記入し、提出してください。
⑫理由書 (様式第4号) ※該当する店舗のみ		☐	☐	☐	☐	やむを得ない理由により営業許可証の名義が申請者と一致していない場合 やむを得ない理由により営業許可証の許可日が、要請への対応を開始した日 (2月8日、2月9日、2月10日のいずれかの日) より後になった場合 記入し、提出してください。 ※不要の場合は提出の必要はありません。

添付書類に漏れがないか確認ください。

(様式第4号)

理由書

福岡県知事 殿

【対象施設の情報】

所在地	福岡市中央区薬院〇丁目〇番〇号
名称	〇〇食堂

申請対象となる店舗の名称、所在地を記入してください。

① 申請に係る理由

【理由を申し出る事項】

飲食店営業許可証の許可日が2月15日であることについて

【理由】

2月7日に開業する計画で準備を進め、〇月〇日に〇〇保健所に飲食店営業許可の申請を行っていましたが、飲食店営業許可証が交付されたのが2月15日であったため。

やむを得ない理由により営業許可証の許可日が、要請への対応を開始した日より後になった理由を記入してください

② 営業許可証の名義に係る理由

上記の対象施設に係る 飲食営業許可証 の名義が申請者の名義と一致していない理由は、次のとおりです。対象施設が当該営業許可を取得していることは間違いありません。

【理由】

今の店舗は、3年前に父が飲食店営業許可の申請を行い、父の名義で許可が下りています。2年前から父と私の二人で営業しており、今回の申請は私が行うものです。

やむを得ない理由により営業許可証の名義が申請者と一致していない理由を記入してください。

上記の内容について、事実と相違ありません。

【申請者 自署欄】

記入日	3月8日
本社（代表者）所在地	福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号
事業者名（法人名または屋号）	株式会社〇〇産業
代表者名（個人事業者名）	福岡太郎

法人の代表者又は個人事業主の方が自署してください。

【営業許可を受けている者 自署欄】 ※営業許可証の名義に係る理由の申立時のみ記入

記入日	3月8日
住所（法人は本社所在地）	福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号
氏名 （法人は法人名及び代表者氏名）	福岡一郎
電話番号	092-〇〇〇-〇〇〇〇

②の申請がある場合には、法人の代表者又は個人事業主の方が自署してください。

◎福岡県感染拡大防止協力金提出書類チェックリスト

提出する書類のチェック欄に✓を記入してください。
※ここで言う風営法とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を指す。

★	書類(写し)	申請者確認				備 考
		個人事業者		法人		
		A	B	A	B	
①【第1期】給付決定通知の写し ※お持ちの方のみ			☐		☐	【第1期】福岡県感染拡大防止協力金(1月16日～2月7日実施分) 決定通知の写し ※不支給決定通知書の写しは利用できません。
②申請書(様式第1号)		☐	☐	☐	☐	
③誓約書(様式第2号)		☐	☐	☐	☐	代表者職・氏名欄は法人の代表者又は個人事業主の方が自署してください。
④本人確認書類の写し (事業主)		☐	再提出 省略			※氏名, 生年月日, 住所が分かる箇所を提出してください。 ※本籍地や個人番号(マイナンバー) が記載されている場合は黒塗りしてください。 ＜本人確認書類の例＞ ・運転免許証 ・個人番号カード ※個人番号カードの写しは必ず「おもて面のみ」を提出してください。 ・健康保険証 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ※1 ※1 在留資格が特別永住者のものに限ります。
⑤通帳の写し		☐	再提出 省略	☐	再提出 省略	振込希望口座の金融機関名, 支店名, 口座種別, 口座番号, 名義人が確認できる通帳の ページの写しを提出してください。 ※振込口座の名義について ・個人事業者の場合は代表者個人の名義としてください。 ・法人の場合は, 法人名義としてください。
⑥確定申告書の写し		☐	再提出 省略	☐	再提出 省略	●法人の場合 「法人税確定申告書別表一(一)」(税務署の収受印又は税理士の証明印が有るもの)の写 しを提出してください。 (お手元にある最新の事業年度分) ●個人事業者の場合 「確定申告書B第一表」(税務署の収受印又は税理士の証明印が有るもの) の写しを提出 してください。 (令和元年年分, 令和2年年分どちらでもよい) ※個人番号(マイナンバー) が記載されている箇所を黒塗りしてください。 ※電子申告(e-TAX) の場合は, 「受信通知(メール詳細)」と上記確定申告書の写しを提出し てください。 なお, 確定申告書の上部に「受付日時」「受付番号」の記載のあるものについては, 「受信 通知(メール詳細)」の添付は不要です。 ＜確定申告書の写しが提出できない場合＞ 直近3カ月の売上帳の写しを提出してください。 ＜新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合＞ 次のいずれかの書類を提出してください。 ・「法人設立届出書」の写し ・「開業届」の写し ・直近3カ月の売上帳の写し
⑦店舗の写真		☐	再提出 省略	☐	再提出 省略	店舗名や飲食スペース等が分かるような, 店舗の写真を提出してください。 ※店舗の種類により, 写真の撮り方が異なります。撮影の際は, 必ずP7の撮影方法を ご確認ください。
⑧飲食店営業許可等, 営業に必要な許可を 取得していることが分かる 書類の写し		☐	☐	☐	☐	飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写しを提出してください。 そのほか, 風営法上の営業許可証など, 営業に必要な許可を取得している場合は, その写 しを提出してください。 ※やむを得ない理由により営業許可証の名義が申請者と一致していない場合 「理由書(様式第4号)」に記入し, 提出してください。 ※やむを得ない理由により営業許可証の許可日が, 要請への対応を開始した日(2月8日, 2 月9日, 2月10日のいずれかの日) より後になった場合 「理由書(様式第4号)」に記入し, 提出してください。
⑨営業時間短縮の状況が分かる 書類の写し又は写真		☐	☐	☐	☐	営業時間短縮(休業を含む) を行っていたことが分かる書類の写し又は写真を提出してくだ さい。 (例) 変更前後の営業時間を確認できるホームページや店内ポスター, チラシなど ※従前の営業時間がわかる書類も必要です。(張り紙に記載していれば不要)
⑩酒類の提供時間が分かる 書類の写し又は写真 ※該当する店舗のみ		☐	☐	☐	☐	酒類の提供時間を11時から19時までとしていたことが分かる書類の写し又は写真を提出して ください。 (例) 酒類の提供時間が19時までであることを知らせる店内ポスター, メニュー, チラシなど
⑪役員名簿(様式第3号)				☐	再提出 省略	「役員名簿(様式第3号)」に記入し, 提出してください。
⑫理由書(様式第4号) ※該当する店舗のみ		☐	☐	☐	☐	やむを得ない理由により営業許可証の名義が申請者と一致していない場合 やむを得ない理由により営業許可証の許可日が, 要請への対応を開始した日(2月8日, 2月9 日, 2月10日のいずれかの日) より後になった場合 記入し, 提出してください。 ※不要の場合は提出の必要はありません。

【問い合わせ先】
福岡県感染拡大防止協力金コールセンター
(電話番号) 0120-567-918
(受付時間) 9:00~17:00(平日、土、日、祝日)